

会計室債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、会計室が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「室所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、会計室債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 室所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること
- (2) 室所管債権の収入状況の把握に関すること
- (3) 室所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること
- (4) その他必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 会計室長
- (2) 副部会長 審査課長
出納課長
審査課担当課長
- (3) 部会員 審査課審査第1係長
出納課会計企画係長

(部会)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、審査課審査第1係が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年5月29日から施行する。